

# 神奈川県水源林確保事業水源協定林区域測量委託業務積算基準

## 1 適用範囲

この神奈川県水源林確保事業水源協定林区域測量委託業務積算基準は、神奈川県水源林確保事業水源協定林区域測量委託業務実施要領 第2の事務を委託する場合に適用するものとし、同要領 第4の規定に基づき、設計積算の基準を定める。

## 2 測量業務費

### (1) 測量業務費の構成及び構成費目の内訳

水源協定林区域測量委託業務に係る測量業務費の構成及び構成費目の内訳は、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定について」（平成28年3月31日付け27林整計第352号林野庁長官通知）（以下「森林整備保全事業調査等積算要領」という。）第3部測量業務 第1章測量業務積算基準 1-2 測量業務費の規定を準用する。

### (2) 単価

直接人件費に係る基準日額は、県が定める設計業務委託等技術者単価を準用するものとする。

その他積算に係る単価は、県が定める土木工事資材等単価及び森林整備設計単価を準用するものとする。

上記の単価が適用できないときは、出典根拠を明らかにし、別に単価を定め、使用することができるものとする。

### (3) 旅費交通費

旅費交通費の価格積算は、「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」（平成28年3月31日付け27林整計367号林野庁森林整備部長通知）の規定を準用する。なお、原則として、通勤により業務を行う積算とする。

## 3 測量業務費の積算方式

水源協定林区域測量委託業務に係る測量業務費の積算方式は、森林整備保全事業調査等積算要領 第3部測量業務 第1章測量業務積算基準 1-3 測量業務費の積算方式及び1-4 適用に当たっての留意事項の規定を準用する。

### (1) 電子成果品作成費

原則として、森林整備保全事業調査等積算要領 第3部測量業務 第1章測量業務積算基準 1-3 測量業務費の積算方式 1-3-5 電子成果品作成費の規定により、電子成果品の作成費用を計上するものとする。

### (2) 外業に係る業務の割り増し

外業に係る業務の割り増しについては、森林整備保全事業調査等積算要領 第3部測量業務 第1章測量業務積算基準 1-4 適用に当たっての留意事項 2の規定を準用することとし、歩掛割増の端数処理は、小数点以下第3位四捨五入第2位止めとする。なお、割増は、外業に係る直接人件費及び労務費を対象とし、機械経費、通信運搬費等、材料費及び精度管理費は対象としない。また、自動車下車地点から測量現場までの徒歩区間の時間は、次の計算によることを標準とする。

ア 自動車下車地点から測量現場までの徒歩区間の時間[分]は、水平換算距離[ $\text{m}$ ]を50[ $\text{m}$ /分]で除して求める。

イ 水平換算距離[ $\text{m}$ ]は、水平距離[ $\text{m}$ ]と、点間の最高標高点と最低標高点の高低差[ $\text{m}$ ]に6を乗じて得た値を加えて求める。

ウ 降車地点から最も近い点までと、最も遠い点までの2区間の平均値を採用する。

### (3) その他

端数処理等については、神奈川県森林土木事業設計要領（治山・林道編）第4編 測量・設計・調査委託編第1部第1章第1節-4を準用する。

## 4 歩掛の適用及び留意事項

### (1) 歩掛の適用及び留意事項は次のとおりとする。

#### ア 打合せ協議

森林整備保全事業調査等積算要領 第3部測量業務 第2章測量業務標準歩掛 第1打合せ等 1-1 打合せ協議を適用する。なお、打合せの回数は、業務着手時1回、中間打合せ3回、成果

物納入時1回を標準とする。

イ 作業計画

森林整備保全事業調査等積算要領 第3部測量業務 第2章測量業務標準歩掛 第5用地測量  
5-1用地測量 5-1-1作業計画 1作業計画を適用する。  
業務数は、区域測量の対象の1団地（一体的に管理できる団地）を1業務として計上する。

ウ 現地踏査

森林整備保全事業調査等積算要領 第3部測量業務 第2章測量業務標準歩掛 第5用地測量  
5-1用地測量 5-1-1作業計画 2現地踏査を適用する。  
業務数は、区域測量の対象の1団地（一体的に管理できる団地）を1業務として計上する。

エ 公図等の転写

森林整備保全事業調査等積算要領 第3部測量業務 第2章測量業務標準歩掛 第5用地測量  
5-1用地測量 5-1-2資料調査 1公図等の転写を適用する。  
調査面積は、原則として、区域測量の対象地の実測（見込）面積を計上する。ただし、測量の対象地の一の区域の面積が20,000㎡以上となる場合には、次表に掲げる面積を計上する。

表 測量の対象地の一の区域の面積別積算計上面積 単位：㎡

測量の 対象地の 一の区域 の面積	20,000 未満	20,000 以上 30,000 未満	30,000 以上 45,000 未満	45,000 以上 50,000 未満	50,000 以上 60,000 未満	60,000 以上 70,000 未満	70,000 以上 80,000 未満	80,000 以上 90,000 未満	90,000 以上 100,000 未満	100,000 以上 110,000 未満
設計 計上 面積	測量の 対象地 の面積 と同数	20,000	22,000	24,000	26,000	28,000	30,000	32,000	34,000	36,000

また、必要に応じて、土地所在図、区画整理組合、土地改良区、個人もしくは公共団体等が保有する土地所在図又は地図等（以上、地図類という）を調査（転写含む）し、地図類の別ごとに計上することができるものとする。

オ 地積測量図転写

森林整備保全事業調査等積算要領 第3部測量業務 第2章測量業務標準歩掛 第5用地測量  
5-1用地測量 5-1-2資料調査 2地積測量図転写を適用する。  
地積測量図の連続図を作成する際に計上することとし、調査面積は、地積測量図の地積を計上する。

カ 土地の登記記録調査

森林整備保全事業調査等積算要領 第3部測量業務 第2章測量業務標準歩掛 第5用地測量  
5-1用地測量 5-1-2資料調査 3土地の登記記録調査を適用する。  
調査面積は、原則として、区域測量の対象地の実測（見込）面積及び隣接地の面積を計上する。ただし、測量の対象地の一の区域の面積が20,000㎡以上となる場合には、4-(1)-エの規定を準用する。  
なお、隣接地の調査面積は、測量の対象の1団地ごとの実測（見込）面積に応じ、次表に掲げる面積を標準とする。

表 測量の対象の一団地の面積別隣接地面積 単位：ヘクタール

測量の 対象の 1団地 の面積	2.00 未満	2.00 以上	4.00 以上	8.00 以上	14.00 以上	21.00 以上	30.00 以上	41.00 以上	53.00 以上	66.00 以上	81.00 以上	98.00 以上
		4.00 未満	8.00 未満	14.00 未満	21.00 未満	30.00 未満	41.00 未満	53.00 未満	66.00 未満	81.00 未満	98.00 未満	116.00 未満

隣接地 面積	測量 対象地 面積と 同数	2.00	3.00	4.00	5.00	6.00	7.00	8.00	9.00	10.00	11.00	12.00
-----------	------------------------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------

キ 権利者確認調査（当初）

森林整備保全事業調査等積算要領 第3部測量業務 第2章測量業務標準歩掛 第5用地測量 5-1用地測量 5-1-2資料調査 4権利者確認調査（当初）を適用する。

調査面積は、原則として、区域測量の対象地の実測（見込）面積及び隣接地の面積を計上する。ただし、測量の対象地の一の区域の面積が20,000㎡以上となる場合には、4-(1)-工の規定を準用する。

なお、隣接地の調査面積は、4-(1)-カの規定を準用する。

ク 権利者確認調査（追跡）

森林整備保全事業調査等積算要領 第3部測量業務 第2章測量業務標準歩掛 第5用地測量 5-1用地測量 5-1-2資料調査 5権利者確認調査（追跡）を適用する。

人数は、登記名義人以外（相続が発生している場合の相続人など）の人数を計上する。

ケ 区域確認（測量）

森林整備保全事業調査等積算要領 第3部測量業務 第2章測量業務標準歩掛 第5用地測量 5-1用地測量 5-1-3境界確認 1復元測量を準用するものとし、「復元測量」を「区域確認（測量）」と、「境界」を「区域界」と、「杭の復元」を「杭の設置」と読み替えるものとする。

調査面積は、原則として、区域測量の対象地の実測（見込）面積を計上する。ただし、測量の対象地の一の区域の面積が20,000㎡以上となる場合には、4-(1)-工の規定を準用する。

率計上の材料費に係る区域点の標杭は、樹脂杭（70mm×70mm×450mm、JIS K 6932）を標準とする。

コ 区域確認

森林整備保全事業調査等積算要領 第3部測量業務 第2章測量業務標準歩掛 第5用地測量 5-1用地測量 5-1-3境界確認 2境界確認を準用するものとし、「境界確認」を「区域確認」と読み替えるものとする。

調査面積は、原則として、区域測量の対象地の実測（見込）面積を計上する。ただし、測量の対象地の一の区域の面積が20,000㎡以上となる場合には、4-(1)-工の規定を準用する。

サ 水源林契約区域立会確認書作成

森林整備保全事業調査等積算要領 第3部測量業務 第2章測量業務標準歩掛 第5用地測量 5-1用地測量 5-1-3境界確認 3土地境界確認書作成を準用するものとし、「土地境界」を「区域界」と読み替えるものとする。

調査面積は、原則として、区域測量の対象地の実測（見込）面積を計上する。ただし、測量の対象地の一の区域の面積が20,000㎡以上となる場合には、4-(1)-工の規定を準用する。

シ 面積計算

森林整備保全事業調査等積算要領 第3部測量業務 第2章測量業務標準歩掛 第5用地測量 5-1用地測量 5-1-5面積計算を準用する。

調査面積は、原則として、区域測量の対象地の実測（見込）面積を計上する。ただし、測量の対象地の一の区域の面積が20,000㎡以上となる場合には、4-(1)-工の規定を準用する。

ス 区域測量実測図原図作成

森林整備保全事業調査等積算要領 第3部測量業務 第2章測量業務標準歩掛 第5用地測量 5-1用地測量 5-1-6用地実測図原図作成を準用するものとし、「用地」を「区域測量」に読み替えるものとする。

調査面積は、原則として、区域測量の対象地の実測（見込）面積を計上する。ただし、測量の対象地の一の区域の面積が20,000㎡以上となる場合には、4-(1)-工の規定を準用する。

セ 変化率

上記ウからキまで及びケからスまでについて、森林整備保全事業調査等積算要領 第3部測量業務 第2章測量業務標準歩掛 第5用地測量 5-2用地測量変化率を適用する。

ソ その他

上記に定めるほか、業務の内容を勘案し、森林整備保全事業調査等積算要領その他の歩掛を準用することができるものとする。

附 則

この基準は、平成24年1月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から適用する。